

答 申

**第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論**

山口県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和4年（2022年）6月17日付け山口刑企第232号で行った公文書の部分開示決定（以下「本件処分」という。）のうち、別表の「審査会が開示すべきと判断した部分」欄に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の判断は妥当である。

**第2 審査請求に至る経過**

**1 公文書の開示請求**

審査請求人は、令和4年（2022年）5月2日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「山口県警察捜査指揮要綱、山口県警察犯罪事件等管理要綱」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

**2 公文書の特定**

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）として、以下のとおり特定した。

(1) 山口県警察捜査指揮要綱

文書1 山口県警察捜査指揮要綱の制定について（例規通達）

（平成11年11月24日付け山口刑捜一第1468号ほか）

文書2 山口県警察捜査指揮要綱の一部改正について（例規通達）

（平成17年3月29日付け山口刑企第129号）

文書3 山口県警察捜査指揮要綱の一部改正について（例規通達）

（平成17年8月25日付け山口刑企第296号ほか）

文書4 山口県警察捜査指揮要綱の一部改正について（例規通達）

（平成24年7月6日付け山口刑企第477号）

文書5 山口県警察捜査指揮要綱の一部改正について（例規通達）

（令和2年12月10日付け山口刑企第433号）

(2) 山口県警察犯罪事件等管理要綱

文書6 山口県警察犯罪事件等管理要綱の制定について（例規通達）

（平成23年12月1日付け山口刑企第686号ほか）

**3 実施機関の処分**

実施機関は、令和4年（2022年）6月17日付け山口刑企第232号で、本件公文書に係る本件請求について本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

**4 審査請求**

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年（2022年）6月29日付けで行政

不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

(省略)

#### 3 実施機関の理由説明に対する意見

(省略)

### 第4 実施機関の説明要旨

(省略)

### 第5 審査会の判断

#### 1 本件公文書について

本件公文書は、上記第2の2のとおりであり、山口県警察捜査指揮要綱（以下「指揮要綱」という。）は、規範の規定に基づき、山口県警察本部長が直接指揮すべき事件及び事項並びに捜査主任官の指名等について必要な事項を定め、また、山口県警察犯罪事件等管理要綱は、山口県警察において受理し、又は認知した犯罪事件等の管理について必要な事項を定めており、これらの制定又は一部改正に係るものであることから、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであり、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

#### 2 条例第11条第4号について

条例第11条は、実施機関は、同条第4号に規定する「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は開示をしないことができるとしている。

これは、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報を非開示とすることを定めたものである。

「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。

なお、「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しているのは、同号に規定する情報に該当するかどうかの判断に当たっては、実施機関の裁量を尊重するという趣旨で、つまり、同号に規定する情報の開示・非開示の判断には、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性があることから、司法審査の場においては、裁判所は実施機関の一

次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断するにとどまるものであることを明確にしたものであるとされている。

また、同号に該当する情報の具体例としては、犯罪の捜査の事実等に関する情報、犯罪の捜査等の手段、方法、体制等に関する情報などが考えられている。

### 3 条例第11条第4号該当性について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、文書1～6のうち、文書3及び文書6は全て開示している一方で、文書1、文書2、文書4及び文書5は一部を非開示としていることから、これら非開示とした情報の条例第11条第4号の該当性を検討した。

#### (1) 文書1

警察本部長から警察の各部長及び所属長に対して発出された指揮要綱の制定に係る通達に関する公文書であり、「鑑文」、「指揮要綱本文」、指揮要綱第2の1(1)に基づき警察本部長が指揮すべき事件（本部長指揮事件）を定めた「別表第1」、指揮要綱第2の1(2)に基づき警察本部長が直接指揮すべき事項を定めた「別表第2」、指揮要綱第2の2に規定される警察署長が本部長指揮事件の発生を認知した場合に当該事件に関する疎明事実及び指揮を受けようとする事項を明らかにするための本部長事件指揮簿である「別記第1号様式」及び「別記第2号様式」（なお、指揮要綱第2の2ただし書において、特定の違反事件に関しては、別記第1号様式ではなく、別記2号様式によるものとされている。）、指揮要綱第3の4(1)に規定される署長事件指揮簿である「別記第3号様式」、指揮要綱第3の4(1)アに規定される簡易事件指揮簿である「別記第4号様式」及び指揮要綱第4の3(1)に規定される捜査主任官指名簿である「別記第5号様式」で構成されている。

そして、非開示としているのは、本部長指揮事件を定めた「別表第1」に関する内容（うち、「別表第1」中の「別表第1（第2関係）」及び「本部長指揮事件」という表記は開示している。）及び指揮要綱第2の2本文中並びに別記第2号様式中において特定の違反事件の種別が推認される部分（なお、当該推認される違反事件は「別表第1」に掲げる事件の一つに関わることが確認できる。）であるが、当該非開示とした情報については、重大事件として警察本部長が直接指揮すべき事件である本部長指揮事件の様態に関する情報であることが認められ、実施機関が主張するとおり、公開することにより、警察がどのような事件に対してより強力な捜査体制を敷くかが推認でき、これらの情報が明らかとなると、犯罪を企図する者等に有意な情報を与え、これに応じた対抗措置を講じられるおそれがあることが認められる。

また、これら非開示とした情報は、警察の「犯罪捜査の体制」に関する情報であるといえ、条例第11条第4号に該当する情報の具体例としては、「犯罪の捜査等の手段、方法、体制等に関する情報」等が考えられ、さらに本号に規定する情報に該当するかどうかの判断に当たっては、実施機関の裁量を尊重するという

本号の規定の趣旨を踏まえると、実施機関の判断は合理性を持つ判断として許容される限度内のものであり、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報」として、条例第11条第4号に該当することから、非開示が妥当である。

(2) 文書2、文書4及び文書5

いずれも警察本部長から警察の各部長及び所属長に対して発出された文書1の指揮要綱の一部改正に係る通達に関する公文書であり、文書2及び文書4は、「鑑文」と「別表第1に関する新旧対照表」で構成され、また文書5は、「鑑文」と改正後の「別表第1」、「別表第2」及び「別記第5号様式」で構成されている。

そして、非開示としているのは、文書1と同様に、本部長指揮事件を定めた「別表第1」の内容に関する部分であるが、文書2中の「別表第1に関する新旧対照表」においては、改正後及び改正前の「別表第1」の内容全てを非開示としている一方で、上述のとおり文書1では「別表第1」中の「別表第1（第2関係）」及び「本部長指揮事件」という表記は開示しており、また文書4及び文書5における当該部分も同様に開示していることから、文書2中の「別表第1に関する新旧対照表」における当該部分は開示すべきである。

なお、その余の非開示としている情報は、文書1と同様の理由により、条例第11条第4号に該当することから、非開示が妥当である。

#### 4 結論

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

#### 第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別表

文書番号	審査会が開示すべきと判断した部分
文書 2	「別表第 1 に関する新旧対照表」 中 の 下 記 の 表 記 ・ 別表第 1 (第 2 条関係) ※なお、(第 2 条関係) は(第 2 関係) の誤りであると思料 ・ 本部長指揮事件

別紙

審査会の審査経過等

年	月	日	経	過
令和4年	9月	21日	実施機関から諮問を受けた。	
令和5年	8月	3日	事案の審議を行った。	
令和5年	10月	26日	事案の審議を行った。	
令和6年	2月	20日	事案の審議を行った。	
令和6年	3月	22日	事案の審議を行った。	

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

(令和6年3月22日現在)